

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
II 過少申告加算税の取扱い 1～3 省略 (基準期間の正当な理由以外の理由により簡易課税制度の適用がなくなった場合の過少対象税額) 4 その課税期間について簡易課税制度の適用を受けていた事業者が、調査等の結果、その課税期間の基準期間における課税売上高が<u>5,000万円</u>を超えるためその課税期間について簡易課税制度の適用を受けられなくなった場合、これに起因して生じた増差税額は、基準期間における課税売上高が<u>5,000万円</u>を超えることとなった事実について正当な理由がある場合を除き、通則法第65条第1項に規定する納付すべき税額に含まれる。 III 無申告加算税の取扱い 1・2 省略 (無申告加算税を課す場合の留意事項) 3 通則法第66条の規定による無申告加算税は、正当な理由がないにもかかわらず、期限内に申告書の提出がなかったことに基づいて課されるのであるから、次のことに留意する。 (1)・(2) 省略 (3) その課税期間について法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税の納税義務が免除されていた事業者が、調査等の結果、その課税期間の基準期間における課税売上高が<u>1,000万円</u>を超えるためその課税期間について同項の適用を受けられなくなった場合、これに起因して生じた増差税額は、基準期間における課税売上高が<u>1,000万円</u>を超えることとなった事実について正当な理由がある場合を除き、通則法第66条第1項に規定する納付すべき税額に含まれる。	II 過少申告加算税の取扱い 1～3 省略 (基準期間の正当な理由以外の理由により簡易課税制度の適用がなくなった場合の過少対象税額) 4 その課税期間について簡易課税制度の適用を受けていた事業者が、調査等の結果、その課税期間の基準期間における課税売上高が<u>2億円</u>を超えるためその課税期間について簡易課税制度の適用を受けられなくなった場合、これに起因して生じた増差税額は、基準期間における課税売上高が<u>2億円</u>を超えることとなった事実について正当な理由がある場合を除き、通則法第65条第1項に規定する納付すべき税額に含まれる。 III 無申告加算税の取扱い 1・2 省略 (無申告加算税を課す場合の留意事項) 3 通則法第66条の規定による無申告加算税は、正当な理由がないにもかかわらず、期限内に申告書の提出がなかったことに基づいて課されるのであるから、次のことに留意する。 (1)・(2) 省略 (3) その課税期間について法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税の納税義務が免除されていた事業者が、調査等の結果、その課税期間の基準期間における課税売上高が<u>3,000万円</u>を超えるためその課税期間について同項の適用を受けられなくなった場合、これに起因して生じた増差税額は、基準期間における課税売上高が<u>3,000万円</u>を超えることとなった事実について正当な理由がある場合を除き、通則法第66条第1項に規定する納付すべき税額に含まれる。

改 正 後	改 正 前
Ⅳ 重加算税の取扱い 1～4 省略 (重加算税を課する場合の留意事項) 5 その課税期間の基準期間たる課税期間（以下「前々課税期間」という。）に係る消費税の増差税額に対して重加算税を課する場合(通則法第119条第4項の規定により、重加算税の全額が切り捨てられる場合を含む。)には、その原因たる前々課税期間の不正事実に連動した次の事実に起因して当該課税期間に係る消費税額が増加するときであっても、その増加額に重加算税を課すべきことにならないのであるから留意する。 (1) 基準期間における課税売上高が<u>1,000万円</u>を超え、当該課税期間について課税事業者となることが判明した場合 (2) 基準期間の課税売上高が<u>5,000万円</u>を超え、簡易課税制度の適用を受けられないことが判明した場合	Ⅳ 重加算税の取扱い 1～4 省略 (重加算税を課する場合の留意事項) 5 その課税期間の基準期間たる課税期間（以下「前々課税期間」という。）に係る消費税の増差税額に対して重加算税を課する場合(通則法第119条第4項の規定により、重加算税の全額が切り捨てられる場合を含む。)には、その原因たる前々課税期間の不正事実に連動した次の事実に起因して当該課税期間に係る消費税額が増加するときであっても、その増加額に重加算税を課すべきことにならないのであるから留意する。 (1) 基準期間における課税売上高が<u>3,000万円</u>を超え、当該課税期間について課税事業者となることが判明した場合 (2) 基準期間の課税売上高が<u>2億円</u>を超え、簡易課税制度の適用を受けられないことが判明した場合